

伊丹市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第1条 高齢者日常生活用具給付事業は，市内に居住するひとり暮らし高齢者及び寝たきり高齢者等に対し，日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより，日常生活の便宜を図り，これらの者及び介護家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1）ひとり暮らし高齢者 常時居住している家屋内に同居者がいない高齢者をいう。

（2）寝たきり高齢者 「「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年11月18日老健第102－2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）」において，寝たきりに分類されるランクB及びランクCに該当する高齢者をいう。

（用具の種類及び給付の対象者等）

第3条 給付の対象となる用具は，別表第1の種目欄に掲げる用具とし，その性能は，同表の性能欄に掲げる性能とする。

2 対象者は，別表第1の対象者欄に掲げるもので，かつ，次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）本市に現に居住し，住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本市の住民基本台帳に記載をされている者。

（2）その属する世帯について，生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）もしくは生計中心者が前年所得税非課税世帯であること（1～6月に申請する場合は前々年の所得税額）。

（用具の給付の申請）

第4条 用具の給付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は，地域包括支援センターを経由して，所定の申請書を市長に提出するものとする。

（給付の決定）

第5条 市長は，前条の申請書を受理したときは，申請者の心身の状況，住居の状況及び世帯の状況等を踏まえ，その必要性を検討した上で給付を決定する。

2 市長は，用具の給付を決定したときは，高齢者日常生活用具給付決定通知書により，申請者に通知するものとする。

（給付券の交付）

第6条 市長は，用具の給付を決定したときは，当該申請者に対し，給付内容，納入業者等を記載した高齢者日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を交付するものとする。

（給付の方法）

第7条 用具の給付は，市長が選定した業者（以下「委託業者」という。）により行うものとする。

2 委託業者は，用具の給付の決定を受けた者に対して，給付券と引き換えに当該用具を引き渡すものとする。

（費用等の請求）

第8条 用具等の納入を完了した委託業者は，受領印を受けた給付券を添付し，用具等の種類に応じて別に定められた金額を市長に請求するものとする。

（用具の管理義務等）

第9条 用具の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は，当該用具を目的に反して使用し，又は譲渡し，交換し，貸し付け，若しくは担保に供してはならない。

2 用具の廃棄・処分は，用具の受給者が，自らの責任において行うものとする。

3 用具が劣化・破損し，使用に耐えられなくなったときは，その要因が受給者の過失によるものでない場合は，再度給付申請を行うことができる。（ただし，受理日を基準として給付した用具が別表第1に定める耐用年数を超えている場合に限る。）

（費用の弁償）

第10条 受給者がこの要綱に違反したとき，又は虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けたときは，当該給付に要した費用の全額又は一部を弁償させることができる。

(給付台帳の整備)

第 1 1 条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため老人日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(細則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

(老人日常生活用具給付事業実施要綱の廃止)

2 老人日常生活用具給付事業実施要綱（平成 6 年 4 月 1 日施行。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

3 平成 7 年 4 月 1 日から同年 1 1 月 3 0 日までの間に旧要綱に基づいて行われた用具の給付等は、この要綱に基づく用具の給付とみなす。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

種目	対象者	性能	耐用年数
電 磁 調 理 器	6 5 歳 以 上 で あ っ て , 心 身 機 能 の 低 下 に 伴 い 防 火 等 の 配 慮 が 必 要 な ひ と り 暮 ら し 高 齢 者 等	電 磁 に よ る 調 理 器 で あ っ て , 高 齢 者 が 容 易 に 使 用 し 得 る も の で あ る こ と 。	6 年
自 動 消 火 器	6 5 歳 以 上 で あ っ て , 心 身 機 能 の 低 下 に 伴 い 防 火 等 の 配 慮 が 必 要 な ひ と り 暮 ら し 高 齢 者 , 寝 た き り 高 齢 者 等	室 内 温 度 の 異 常 上 昇 ま た は 炎 の 接 触 で 自 動 的 に 消 火 液 を 噴 出 し 初 期 火 災 を 消 火 し 得 る も の で あ る こ と 。	5 年